

医政経発 0305 第 4 号
保医発 0305 第 15 号
平成 24 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省保険局医療課長

体外診断用医薬品の保険適用の取扱いに係る留意事項について

標記については、「体外診断用医薬品の保険適用の取扱いに係る留意事項について」（平成 18 年 10 月 30 日医政経発第 1030002 号、保医発第 1030001 号）により取扱ってきたところであるが、今般、この留意事項については下記のとおりとすることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、従前の「体外診断用医薬品の保険適用の取扱いに係る留意事項について」（平成 18 年 10 月 30 日医政経発第 1030002 号、保医発第 1030001 号）は、本日限り廃止する。

記

1 保険適用手続

保険適用を希望する体外診断用医薬品の製造販売業者は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく承認又は認証を受けた後、「区分 E 1（既存）」、「区分 E 2（新方法）」又は「区分 E 3（新項目）」の別を記載した保険適用希望書を提出するものとする。なお、薬事法第 14 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が基準を定めて指定した体外診断用医

薬品に該当する製品（以下「薬事法上承認及び認証不要品目」という。）については、薬事法第14条の9の規定に基づく届出を行った日から保険適用が行われるものとして取り扱って差し支えないものとする。

2 保険適用希望書の提出方法

(1) 区分E1の保険適用希望書及び添付書類は、医政局経済課に対しそれぞれ1部提出するものとする。

(2) 区分E2又はE3の保険適用希望書及び添付書類は、医政局経済課に対しそれぞれ2部提出するものとする。

(3) 保険適用希望書には、区分に応じ以下の書類を添付するものとする。

ア 区分E1（既存）

薬事法承認（認証）書及び承認（認証）申請書の写し

イ 区分E2（新方法）

- ① 試薬当たりのテスト数
- ② 試薬の価格（テスト当たりの価格）
- ③ 希望点数及びその根拠
- ④ 検査の概要（原理、測定法、他法との比較等）
- ⑤ 既存測定法と比較した臨床上的有用性
- ⑥ 薬事法承認（認証）書及び承認（認証）申請書の写し
- ⑦ その他参考資料（医療経済上の有用性を示す資料等）

ウ 区分E3（新項目）

- ① 試薬当たりのテスト数
- ② 試薬の価格（テスト当たりの価格）
- ③ 希望点数及びその根拠
- ④ 販売予測（患者数とテスト数の予測）
- ⑤ 検査の概要（原理、測定法、他法との比較等）
- ⑥ 臨床上的有用性を示す資料（文献等）
- ⑦ 薬事法承認（認証）書及び承認（認証）申請書の写し
- ⑧ その他参考資料（医療経済上の有用性を示す資料等）

3 薬事法に基づく承認事項の一部変更承認又は認証事項の一部変更認証がなされた場合等の取扱い

(1) 既に保険適用されている体外診断用医薬品の製造販売業者は、当該体外診断用医薬品について一部変更承認又は一部変更認証を受けた場合であって、当該一部変更により該当する保険上の算定項目等が変更となり、かつ変更後の算定項目等が既存の算定項目等に該当する場合にあっては、区分E1として保険適用希望書の備考欄に変更事項を明記のうえ提出するものとする。

- (2) 既に保険適用されている体外診断用医薬品の製造販売業者は、当該体外診断用医薬品について一部変更承認又は一部変更認証を受けた場合であって、当該一部変更により該当する保険上の算定項目等が変更になり、かつ変更後の算定項目等が既存の算定項目等に該当しない場合にあっては、区分 E 2（新方法）又は区分 E 3（新項目）として新たに保険適用希望書を提出するものとする。

4 製造販売業者からの意見聴取

製造販売業者に係る意見聴取の時期及び場所は、医政局経済課から製造販売業者に対し直接連絡し、随時実施するものとする。

5 診療報酬における取扱いの通知

区分 E 2 又は区分 E 3 について診療報酬における取扱いの決定を行った場合には、医政局経済課から製造販売業者に対し通知するものとする。

6 事前相談

- (1) 体外診断用医薬品の製造販売業者は、当該体外診断用医薬品の保険適用に係る疑義が生じた場合には、事前に医政局経済課に相談するものとする。なお、次に掲げるような体外診断用医薬品の保険適用を希望する場合には、特に留意するものとする。

ア 薬事法上承認及び認証不要品目であって現に保険上評価されていない体外診断用医薬品。

イ 薬事法に基づく一部変更承認又は一部変更認証がなされた結果、該当する保険上の算定項目等について、疑義が生じている体外診断用医薬品。

- (2) 事前相談を希望する製造販売業者は、予め、希望日時、相談事項を記載し、医政局経済課あて書面にて申込みを行うこと。

- (3) 事前相談の日時が決定した場合は、医政局経済課より製造販売業者に対し連絡を行う。

7 適用

この取扱いについては、平成 18 年 11 月 1 日以後に薬事法の規定に基づき承認または認証を受けた体外診断用医薬品について適用することとし、この取扱いの前に薬事法に基づく承認又は認証を受けた体外診断用医薬品の取扱いについては、従前の例によるものとする。

8 暫定措置（平成 24 年度診療報酬の改定に係る取扱い）

平成 24 年「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 24 年厚生労働省告示第 76 号）をもって、既存区分の細分化により新たに設定された区分に該当し、保険適

用を希望する体外診断用医薬品の製造販売業者は、既存の区分に対する保険適用希望書の提出の有無にかかわらず、新たに設定された区分にかかる保険適用希望書を提出すること。

ただし、平成24年3月31日以前に、既存区分ですでに保険適用されていた体外診断用医薬品については、平成24年9月30日までの間、該当すると思われる区分により算定できることとする。